

入札監理小委員会
第665回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第665回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年6月14日（水）16：06～17：42

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（国税庁）
- 医師国家試験事業等（厚生労働省）
- 水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査（農林水産省）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（国税庁 東京国税局 総務部 会計課）

森本課長、坂本課長補佐、小西経費第1係長

（厚生労働省 大臣官房 地方課 地方厚生局管理室）

谷参事官、佐野室長補佐

（厚生労働省 医政局 医事課 試験免許室）

川畑室長

（農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 消費統計室）

三浦室長、神崎課長補佐

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第665回入札監理小委員会を開催します。

初めに、東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務の実施状況について、国税庁東京国税局総務部会計課、森本課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○森本課長 東京国税局会計課長の森本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1-1をお開きください。まずは、事業の概要について、御説明をさせていただきます。本事業は、東京国税局が管理いたします89施設におきます施設管理・運營業務についてのものとなります。対象施設の内訳につきましては、資料8ページにございます別紙1を御覧ください。

契約につきましては、入札における競争性を高めるため、施設の所在地をもとに、区分Aから区分Eの地域別に5契約に区分しております。

契約の内容といたしましては、ちょっと飛びますが、資料A-2の庁舎施設維持管理業務の契約形態を御覧ください。市場化テスト導入前は、図の左側のとおり、清掃業務、警備業務、電話交換機保守、設備点検保守業務のそれぞれの業務単位で62契約を行っていましたが、市場化テストの導入に伴いまして、図の右側のとおり、全ての業務内容を包括する契約といたしまして、5契約に集約しております。

次に、実施期間について説明させていただきます。資料はまた1ページへお戻りください。今回の実施期間は3期目に当たりまして、平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年間となっております。ただし、(2)の区分Eにつきましては、平成31年度の入札において不調となったことなどから、令和2年9月1日からの3年7か月の契約となっております。受託業者、評価期間、契約金額入札の状況及び事業の目的については、資料の記載のとおりとなっております。

次、資料の2ページにございます選定の経緯についてお話をさせていただきます。本事業は、平成23年度から25年度までの3年間を第1期として、市場化テストを開始しております。その後、本委員会において良好な実施状況であるとの評価をいただき、新プロセスに移行した上で、平成26年度から30年度までの5年間を第2期として継続することとなりました。さらに、第2期も良好な実施状況でしたので、平成31年度から令和5年度までの5年間を第3期として、新プロセスによる市場化テストを継続してございます。

次に、確保されるべき質の達成状況及び評価について御説明をさせていただきます。快

適な執務環境の維持についてというところで、快適性の確保につきましては、毎年、アンケート調査を実施しております。アンケートの対象者につきましては、前回の委員会での御指摘を受けて対象を拡大しております。現在は、総務係、会計系の職員全員を対象としてございます。

アンケート結果につきましては、資料にございますけれども、全ての項目について、「ほぼ満足」以上の満足度の指標が70%を超えております。平成31年度では90%、令和2年度では88%、令和3年度では91%の満足度が得られております。

また、品質の維持及び安全性の確保につきましては、それぞれ管理・運營業務の不備に起因する執務中断がなかったことなどから、快適な執務環境の維持がなされたものと認識しております。

次、各業務において確保すべき水準の達成状況及び評価については、各業務報告書の内容等から確実かつ適切に実施されたことが認められ、確保されるべき質は達成されていると考えております。

次、資料4ページになりますけれども、民間事業者からの改善提案による改善事項について、御説明をさせていただきます。民間事業者からの提案に基づく改善項目としては、統括管理責任者及び統括マネージャー等の設置、品質評価シート、清掃のチェックポイントの作成、また、安全衛生パトロールの実施などが行われ、効率的に維持管理業務ができていると考えてございます。

次に、資料5ページ目の実施経費の状況及び評価について御説明させていただきます。市場化テスト前の22年度の従来経費については、合計欄のところでは6億3,400万円となっております。これに対して、評価機関の実施経費の3年平均部分では、約5億4,400万円で、従来経費との差額は約8,900万円の経費節減となっております。なお、従来経費と実施経費との比較においては、表の注3にございますとおり、比較対象期間内の人件費の上昇分を実施経費から除外して比較をしております。

また、庁舎移転による対象施設数の増減を考慮いたしまして、床面積1平米当たりの経費額で比較いたしますと、表の下段の括弧書きになりますけれども、そちらの数値が、従来経費と比較しまして1平米当たり0.25円削減されており、全ての区分において経費削減効果があったと認められると考えております。

さらに、契約や支払い事務につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、平成22年度は業務単位で62契約であったものが5契約に集約したことから、契約及び支払の事務の

効率化が図られております。

資料の6ページで、全体的な評価について説明をさせていただきます。①としまして、事業期間中に受託業者が業務改善指示を受けた事実や法令違反行為はありませんでした。②としまして、実施状況については、当局には外部有識者で構成される入札等監視委員会を設置しておりますので、今後は、そちらで実施状況のチェックを受ける予定としております。③としまして、入札においては、第1期、第2期の入札では複数の応札者があり、十分に競争性は確保されておりましたが、第3期の入札では、5契約のうち2契約が1者応札となっております。こちらに関しては、入札説明会へ参加したものの応札を見合わせた業者に対してヒアリングを実施しております。

ヒアリング結果については、資料A-4の「自己チェック資料」2ページ目を御覧ください。③のヒアリングの詳細ということになります。応札を見合わせた理由につきまして、業者からヒアリングを行っておりまして、いずれの事業者も、過去の契約金額を検討した結果、金額面で落札が見込めないためということで入札の参加を見合わせたというものになっておりました。また、さらなる業務の区分分けによる発注単位の見直しについてもヒアリングを行いましたところ、いずれの事業者も、分割せずに今の区分で受注可能であり、分割した場合には、同一作業日での対応箇所がなくなってしまうことや、業務ごとの連携が取れず業務効率が落ちてしまうなどの懸念があるというような回答を受けております。

資料6ページに戻りまして、③の「すなわち」以降になりますけれども、今回の応札結果は、業者側で金額面を総合的に検討した結果に基づくものであり、当局の仕様等に課題があるものではないため、競争性を確保する環境は整えられているものと考えております。

評価の④⑤⑥については、先ほど説明しているとおりになります。

最後、⑦のところ、庁舎管理事務においては、障害発生時や各種作業日程の調整における窓口が一本化されたために、事務の簡素化、効率化が図られております。

今後の方針になりますけれども、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、当局におけるこれまでの競争性改善の取組も踏まえ、総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。

また、3期の入札において1社の応札区分がございましたので、今後も参入が見込まれる業者へのヒアリングや、業務準備期間の十分な確保、入札説明会への参加の勧奨などを行い、次期調達以降におきましても、より多くの応札者の確保に努めていきたいと考えて

おります。

私からの説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価について事務局から説明します。なお、説明は5分程度で行います。

○事務局 よろしく申し上げます。それでは、総務省の評価について説明させていただきます。資料A-1を御覧ください。

本事業の概要につきましては、実施庁より説明がありましたので、割愛させていただきます。

それでは、評価案を説明させていただきます。2ページです。評価としましては、第3期をもって終了プロセスへ移行したいと考えております。

次のページに行きまして、評価の状況を説明します。評価に当たっては、実施庁から提出された平成31年4月から令和4年3月までの3年間の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性の観点から評価を行いました。まず、確保されるべき質の達成状況は、全ての項目において達成されていることが確認できております。

4ページに行きまして、2つ目ですけれども、民間事業者からの改善提案として、一例ではありますけれども、統括管理責任者の設置、及び安全衛生パトロールの実施、清掃業務において「品質評価シート」を作成し品質評価の実施など、管理・運營業務の改善、維持、向上に努めていることが確認できております。

次、5ページに行きまして、実施経費の状況になります。実施経費と従来経費の比較においては、庁舎移転等による対象施設の増減があったことから、床面積1平方メートル当たりの単位で算出し、比較しております。また、昨今の人件費の上昇を考慮し比較したところ、一定の効果があつたものと評価でき、下記のとおり、床面積1平方メートル当たり約12%の削減が図られていることが確認できております。

4つ目としまして、次のページ、6ページ目ですけれども、競争性の改善のための取組については、第1期の際に契約件数の集約化、契約期間の複数年化、入札参加要件の緩和などに取り組み、経費削減及び競争性の確保などの改善が進み、市場化テストにおける良好な実施結果となり、新プロセスへ移行しております。

下段の5、新プロセス移行後の状況になります。新プロセス移行後、今回は2回目となりますが、入札状況は、5契約のうち2契約において1者応札となっております。1者応

札になった原因は、先ほど、実施機関から説明ありましたが、本事業について算出した見積価格が過去の落札金額と比較して高額となり、落札が見込めなかったことから参加を見送ったという回答であり、仕様書の内容に課題は見受けられませんでした。

以上を踏まえまして、評価のまとめとなります。「対象公共サービスの実施内容に関する評価」に記載のとおり、業務実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、目標を達成していると評価できます。民間事業者からの改善提案についても、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮され、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましては、約12%の削減効果が認められ、公共サービスの質の維持・向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

一方、新プロセス移行後、直近の契約においては、2契約において1者応札となっており、競争性に課題が認められます。この点につきましては、市場化テスト1期目において競争性の改善の取組を実施したことにより、競争性が確保されるとともに経費削減が図られ、新プロセス移行後の第2期においても競争性が確保されております。直近の第3期においては、2契約において1社応札となり、課題が認められますが、「新プロセス移行後の状況」に記載のとおり、応札しなかった事業者へのヒアリングを行った結果、経費的な理由で参加を見送っております。

以上のことから、既に競争性の改善の取組を実施し、その競争の結果、効率化により経費削減が進んでいることから、落札業者以外の事業者が応札に至らなかったものと認められます。また、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反等はありません。今後、東京国税局に設置されている有識者で構成される入札等監視委員会において、業務実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に、今後の方針となります。本事業においては、直近の契約において、競争性の確保において課題が認められるものの、評価のまとめのとおり、入札に至らなかった事業者へのヒアリングの結果から、実質的に競争性があつたものと認められます。

以上のことから、本事業については、指針のⅢの4に基づき総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。なお、市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監視委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、東京国税局が自ら公共サービスの質

の維持・向上、コストの削減を図っていくことを求めたいと思っております。

以上になります。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。特段質問はございませんでしたので、それでは、古笛主査取りまとめをお願いします。

○古笛主査 委員の方からは特に御意見もございませんでしたので、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告させていただきたいと思っております。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、その旨御報告をお願いいたします。

こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございました。事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○森本課長 ありがとうございました。

(国税庁 退室)

(厚生労働省 入室)

○事務局 それでは、始めさせていただきます。

次に、医師国家試験事業等の実施状況について、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、谷参事官から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○谷参事官 それでは、厚生労働省大臣官房参事官の谷でございます。よろしく御願いいたします。

最初に、事業概要から御説明させていただきます。お手元の資料2を御覧ください。この事業は、厚生労働大臣が行う国家試験のうち、受験問題の作成、採点、合格決定など以外の事務、具体的には、試験会場の確保、願書配付・受付、受験票の送付、試験会場の設営、試験の監督・運営、合格発表など、これらの事業について民間競争入札の対象としたものでございます。

本日はその第4期目の実施状況を御報告させていただきます。第1期と第2期については、6職種、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士の約5万人が受験する国家試験について、民間競争入札の対象として実施していましたが、第3期より対象を追加し、約15万人が受験する12の国家試験について、民間競争入札の対象といたしました。追加した職種は、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師です。第4期では、第3期に引き続き、12職種の国家試験を民間競争入札の対象としております。

資料の1ページ中ほど、(4)受託事業決定の件について御説明いたします。入札参加者2者から提出された企画書を省外の委員が参加する総合評価委員会において技術評価、具体的には、必須項目審査と加点項目審査を実施しました。2者いずれも必須項目の水準を満たしておりましたので、技術評価点を付与いたしました。価格点については、予定価格の範囲内の応札が1者であったため、その1者について価格点を算出し、結果、第3期に引き続き、ランスタッド株式会社を落札者といたしました。

続きまして、下の2、確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況について、医師など10職種を所管します医政局から説明させていただきます。

○川畑室長 試験免許室長の川畑でございます。

まず初めに、概要を申し上げますが、業務実施におきまして、試験の中止、これはあってはならないことではございますが、そのようなことはございませんで、かといって複数の問題が確認されたのがこの期の評価でございます。当省から改善指示等の発出を現在検討しているところでございまして、改善指示等を受けて、民間事業者において、最終年度に向けて必要な是正・改善を行っていくこととしてございまして、実施状況等を報告させていただく、この時点におきましては、確保されるべき事業の質は達成されていないと考えております。

具体的な事案を簡潔に申し上げます。おめくりいただきまして、2ページ目でございます。試験会場の確保について御覧ください。令和3年度については、看護師国家試験において、1人用机の間隔の確保が不十分な例、あと、作業療法士国家試験において、前の席の解答用紙等が後方から視認できる例などといったことが発生しておりますが、いずれも試験運営に大きな影響が出る事態にはなりませんでしたが、ただ、ともすれば、今後、評価に当たって大きな影響が生じるおそれがあったという事案でございます。再発防止策として、マニュアル等の見直しを検討しているところでございます。

同じく2ページの下段、願書等の配付・受付業務について御覧ください。令和3年度において、医師国家試験及び臨床検査技師国家試験において、願書等確認の漏れが発生しております。いずれの事案についても、厚生労働省において必要な対策を取ったところであり、結果として、試験実施には支障は生じておりませんでした。受験資格の確認に関する事項でありまして、私どもとしては少し深刻に受け止めているような事案でございます。

また、管理栄養士国家試験において、担当者の変更の際の引継ぎが不十分であったことから、不足書類提出の案内が試験実施後となった等の事案が生じております。こちらも再発防止策として、民間事業者において作業中の引継ぎを発生させない要員配置を行う等の対応を行うこととしているところでございます。

続きまして、3ページの下段でございます。試験当日の試験会場の運営を御覧ください。ここの項目につきましては幾つか重要な事案がありますので、説明させていただきます。

まず、「会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアル遵守の徹底を図ること」を御覧ください。令和2年度におきまして、助産師国家試験の一部会場におきまして、試験問題別冊の配付漏れが生じた際に、厚生労働省への報告を行う前に、現場の判断で対応した事案が生じております。翌年度は、こうした状況を踏まえまして、問題冊子の全数確認の徹底、厚生労働省への報告の徹底につきまして、会場責任者マニュアルに記載するなどの対応をいたしましたところ、結果、令和3年度においては、同様の事案は発生しなかったところでございますが、看護師国家試験及び作業療法士国家試験におきまして、試験開始前の注意事項の説明を途中で切り上げるといった事案が生じておりまして、こうした事案を踏まえまして、マニュアルの修正、不測の事態発生時の報告ルールの徹底等の対応を行うこととしているところです。

5ページ目の上、左から2列目が「マニュアル厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認」を御覧ください。令和2年度におきまして、受験者本人確認に当たり、マスクを完全に外させて確認を行う必要があるところ、マスクを少しずらしたような状況で本人確認を行っていた事案が散見されておりました。主任監督員が本人確認の際に、マスクを完全に外すようアナウンス等を行って対応したところでございます。

令和3年度におきましては、理学療法士国家試験におきまして、受験会場を誤認した受験者を本人確認の不備で着席、受験させる事案が生じております。また、会場の誤りが発覚した際に、厚生労働省に報告すれば事後の対応も適切に行われたものと思っておりますが、その対応が行われなかったものでございます。再発防止としまして、研修で本事案の共有を

行い、会場内のエスカレーションフローを全階層へ徹底し、会場責任者が発生事象を適切なタイミングで把握し、厚生労働省への報告を再整備することを対応することとしております。

今、直前に申し上げた3つの項目、説明事項の早期切上げ、本人確認のマスクの対応、それと、会場誤りによって確認の不備で着席、受験させる事案が生じた、この3つについては極めて重い案件だと認識しております。

以下、6ページ以降にも類似の事案を記載しておりますが、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○谷参事官 続きまして、厚生労働省、谷から説明を続けさせていただきます。

資料7ページの3、民間事業者からの提案による改善実施事項について御説明いたします。

1つ目の改善実施事項は、出願書類に不備などがあった場合のショートメッセージの活用です。出願書類に不備などがあった場合、まずは出願者に電話で連絡することとしておりますが、不通となるケースも多いため、ショートメッセージを用いて出願者に連絡を入れることにより、不備解消までに要する日数を削減し、また、メッセージの未読・既読の確認が行える機能を使用し、郵送による依頼の要否を早い段階で判断できるようにすることで、業務の効率化が図られました。

2つ目の改善実施事項は、養成施設における書類提出の提出書類チェックシートの配付です。養成施設が提出する卒業証明書類に不備が多いことから、請負業者の提案により、養成施設向けの提出書類チェックシートを配付することで、書類の不備が大幅に減少し、業務量の軽減につながりました。

3つ目の改善実施事項は、送迎バスや自家用車による送迎自粛についての通知文書の発出です。試験会場への来場は公共交通機関を利用することを原則としておりますが、送迎バスや自家用車による送迎が多く見受けられ、借用施設や近隣住民からの苦情の声が寄せられることがあったため、請負業者の提案により、養成施設宛てに送迎自粛についての通知文書を発出し、結果として、施設や近隣住民からの苦情が減少しました。

続きまして、4の実施経費の状況及び評価について御説明いたします。第3期及び第4期実施事業の実施経費は、表に記載のとおりとなっております。

第3期は、最終年度である令和元年度に、保健師・助産師・看護師国家試験について、

試験地として新潟県を追加する変更契約を、また、第4期においては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、令和2年度及び3年度に変更契約を行いました。実施経費を評価するに当たっては、両期の当初の契約の1年当たりの経費を比較することといたします。第3期の1年当たりの実施経費は4億8,825万7,000円、第4期の1年当たりの実施経費は7億2,886万9,000円となっており、金額を単純に比較いたしますと、2億4,061万2,000円の増額となっております。

増額の主な要因について御説明をさせていただきます。1つ目は、最低賃金が改定されたことなどを勘案しまして、試験監督員や事務員など人件費単価を見直したことによる人件費の増額です。それぞれの契約時の最低賃金全国加重平均額を見ると、9.5%ほど上昇しております。これにより2,100万円ほど増額となっております。

2つ目が、令和2年4月に、いわゆるパートタイム労働法の改正法が施行されたことに伴う同一労働同一賃金の適用により、試験監督員や事務員などに対する通勤手当を支給することになったことによる増額です。これにより4,000万円ほど増額となっております。

3つ目が、従前、無償または安価な金額で借用していた学校などの施設について、有償となったこと、または借料が値上げされたことによる会場借料の増額です。これにより1億3,000万円ほど増額となっております。

4つ目は、令和元年度実施試験から、保健師・助産師・看護師国家試験について、試験地新潟県を加えたことによるものです。これにより650万円ほど増額となっております。

5つ目は、第3期実施事業において、試験前日の設営に必要な要員数の見込み不足、また、願書受付審査等業務に係る工数の見積り不足などがあり、サービスの質を確保するための十分な体制が確保できていなかったことから、第3期の実績を踏まえて工数の見直しなどを行い、第4期実施事業の契約時に、配置要員を適正化したことによる人件費の増額です。これにより、8,800万円ほどの増額となっております。

①から③については、経済情勢や法改正といった他動的要因によるものであること、④については、第3期実施事業から試験地が増加したことによるものであること、また、⑤については、サービスの質を確保するために本来必要であった経費であることから、実施経費の単価比較ではなく、実質的な比較の考査のため、これらの増額経費を除外して実施経費の増減額を算出いたしますと、4,312万9,000円、約8.8%の削減が認められております。

続きまして、8ページの下段、5、全体的な評価について御覧ください。第4期におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の事態における試験の実施となりましたが、追加の会場・人員を確保の上、感染対策として、受験者間の距離の1メートル以上の確保や、試験会場入り口での検温、発熱者などに対する迅速抗原検査を実施することにより、クラスターを発生させることなく無事に試験を実施することができました。

また、民間競争入札導入以降は、受験問題の事前漏えいはなく、民間事業者のノウハウを生かしたサービスが提供され、試験が中止になることなく実施されてきたところではありますが、第4期においては、事業を進める中で、願書などの配付、受付業務や試験当日の試験会場の運営において、複数の問題点が確認されました。次回には是正・改善対応を行っていくことといたしておりますが、その中には受験者に不利益を与えるおそれのあるような重大な事象が含まれていたことから、第4期につきましては、確保されるべきサービスの質が担保されたとは評価することはできない結果となりました。

なお、入札において2者からの入札があり、競争性が確保されていたこと、第3期実施事業と比較して約8.8%の経費削減効果が認められたこと、また、試験会場の確保や願書受付などを一括して請け負わせたことにより、これまで、各厚生局において実施してきた試験会場の借り上げ事務や試験会場設営事務などの事務の軽減がされるなど一定の効果が得られたところは、第3期までと同様、評価できると考えております。

最後に9ページ、「6、今後の方針について」を御覧ください。先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、追加の試験会場・人員を確保の上、試験を中止させることなく実施し、また、経費削減の効果も認められておりますが、実施状況報告の時点では確保されるべきサービスの質が達成されておらず、改善指示などの発出も検討しているところであり、市場化テスト終了基準と照らした結果、終了基準を満たすことができていないため、次期においても市場化テストを継続することとしたいと考えております。

なお、次期事業の実施に当たっては、現在の請負業者が既に5年にわたり事業を実施しているにもかかわらず、確保されるべきサービスの質が達成されていない状況であること、請負業務内容が膨大であることなどを踏まえまして、確保されるべき質の目標の達成のため、厚生労働省としても、これまで以上に積極的に関与した上で、よりよいサービスを継続的に提供するための仕組みを実施要項において明示的に規定するといった見直しを行う必要があると評価しております。

具体的には、毎年度、民間事業者に、業務の実施に当たり、改善すべき点をどのように改善するか計画を策定していただいた上で、その計画を実施していただき、きちんと改善が図られたか評価し、その結果を次年度の計画に反映させるという仕組みを盛り込むということを考えております。また、この仕組みを動かす際には、厚生労働省としても積極的に関与し、一層円滑な業務の遂行を図っていきたいと考えておりますので、御指導をよろしくお願いいたします。

民間事業者との間でより綿密な連絡・協議を進め、引き続き、民間競争入札により、より経済的で質が確保された公共サービスの安定的な実現を図ってまいりたいと考えておりますので、御指導をよろしくお願いいたします。厚生労働省からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、事務局から説明します。なお、説明は5分程度で行います。

○事務局 では、総務省作成の評価案について説明をさせていただきます。

事業の概要につきましては、今、厚生労働省のほうから説明があったとおりでございます。

次に、評価案の概要について説明させていただきます。結論といたしましては、質の確保において課題が認められることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

質の確保の状況でございます。評価案の資料の第2ページから6ページ上段まで記載されているとおりでございます。受験書類の確認作業や試験会場での対応業務において、書類の確認漏れや取り間違い、試験運用マニュアルの理解不足、認識不足が原因と見られる事象が発生し、これらの中には受験者に不利益が生じるおそれのある重大な事象も含まれると判断されております。先ほど厚生労働省のほうからも御説明がありましたが、業務改善指示の発出を調整中と聞いております。

実施経費についてです。第3期以降、6職種から12職種の国家試験となり、受験者が3倍となるなど、試験規模が同じである第3期と比較しております。第3期は、3年目から試験実施場所が追加されたため契約を変更しており、また、第4期には、新型コロナ対策のために契約を変更しておりますので、いずれも変更前の契約額で比較しております。その際、第4期の当初契約金額において、人件費単価の上昇、通勤手当の支給、会場

借料の上昇、試験場所の追加、質の確保のための要員増強による人件費の上昇という要因にかかる経費増額分約2億8,000万円を除くと、約4,300万円、率にして約9%の削減となっております。

評価のまとめでございます。競争性につきましては、2者応札であり、確保されております。経費の削減につきましては、他動的な要因に基づく増加分を除くと、約9%の経費削減がなされております。他方、サービスの質の確保につきましては、重大な事象と判断される課題が認められることから、目標を達成しているとは言い難く、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

今後の方針についてです。今期の実施事業者は、前の期から引き続いての契約でございますが、前の期において、2か年度連続で業務改善指示を受けております。したがって、今後、次期事業の実施要項や仕様書において、質の確保に係る課題の発生を未然に防止するための具体的な措置などについて見直しを図るほか、本事業を公正かつ的確に実施できる事業者が選定されるような総合評価の在り方について検討するなど、サービスの質の確保のための措置を講じた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の向上及び経費の削減を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。小松委員、お願いします。

○小松専門委員 試験監督絡みの話でちょっと御質問があるんですが、まず、会場の数と実際に監督に従事される方の人数はどのくらいになるんですか。

○佐野室長補佐 厚生労働省の地方厚生局管理室の室長補佐の佐野でございます。私のほうからお答えします。

通常は、会場は140会場ほど活用しております。また、通常時の試験監督員等のスタッフの人数は約1万5,000人ほどでございます。

以上です。

○小松専門委員 それで、具体的に会場の場所というのは、例えば、大学のような学校施設を借りるということはよくされていると思うんですけども、そうなのかということと、それと、実際の監督員の雇用といたしますか、募集というのは、どういう形でされているんですか。

○佐野室長補佐 引き続き、厚労省の佐野でございます。試験会場のほうは、基本的には大学施設だったり、民間でも安価なところをできるだけ多く活用したいという考えはございますけれども、そこは委託業者のほうでいろいろな調整があって確保しておりますので、実態だとまちまちだと思います。なるべく大学とか安価なところを確保できるようには努めております。

○小松専門委員 それで、会場のことで追加質問ですが、受験者数が決まると、会場を確保すると、タイミングとしてはどちらが早いかということなんですけれども。恐らく、私の想像では、会場を先に確保しておいて、その後、受験者数が確定するということになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○谷参事官 厚生労働省、谷でございます。

会場確保につきましては、既に大体4月、5月頃から業者のほうで入っている。業者が入れ替わる3年に1度のときには、前の業者から引き継ぐというようなことを聞いております。特に最近のことで申し上げますと、先ほど、会場の確保のしづらさといいますか、どういふところかという御質問でございましたが、コロナ禍ということがありまして、学生ですら大学に登校してない中で、大学を貸せないというようなところが多々この2年間ございまして、そういう苦労の話は聞いております。

以上です。

○小松専門委員 それで、会場の設定の不備があったというような指摘があるんですけれども、かなり難しいことを要求されているような気がするんです。業者としては、精いっぱいやっているんでしょうけれども、結局、予定より受験者数が増えてしまったというときに、急遽、じゃあ会場を増やせるかという、それは簡単ではないわけですよね。

私は大学におりました頃に、いろいろ入試のこともやりましたけれども、受験者数、受験者が増えてしまうと、急遽、ほかの学校を借りるとかそういうこともやらざるを得なかったんですが、民間業者が大学をなかなか借りづらいところで、受験者増えたからといって、急遽、会場をさらに追加で借りるといふことは、かなり難しいんだろうと思うんです。そうだとすると、多少、受験者数を一部屋に多く詰め込んで、何とか受験させるということ優先するとすれば、間隔が問題だとか、見るとかいう話が出ていましたけれども、それもある程度起こっても仕方がないことではないかなというふうに私はちょっと考えたんですが。

その辺、あまり業者のせいにはできるのかどうかというところがちょっと疑問ではあるん

です。ですから、逆に言えば、会場確保の責任はどこにあるのかということですね。受験者数が確定していれば、それに応じた会場を確保しなさいというのは、これは業者の責任であるというふうに言えると思うんですが、受験者数が不確定の中で会場を確保するとすると、かなり多めに確保するというをやらないと、トラブルのもとになるということになりますよね。そうすると、業者としては、借り賃の負担が発生するというリスクが生じるわけで、その分に見合った費用をじゃあどこでどう捻出するかという話にもつながるわけですね。これは業者のほうの話ですが。

そういう意味で、会場の確保と受験者数の関係、今回、特にコロナやいろいろなことで変更がいろいろあったようなので、その辺のことも考えて業者に対する評価というのはすべきではないかなというふうにちょっと思ったのが1つです。これはこういうことで、私の意見という形で申し上げておきます。

もう一つ、実際の現場で試験監督をする人たちというのはどういう人たちなんですか。1万5,000人って相当な人数ですけども。

○川畑室長 厚生労働省医政局試験免許室長の川畑でございます。

今のランスタッド社の試験監督をする人は、自社の職員の方なんだそうです。平時から委託契約を結んでいる人で、平時は別な委託先において、国家試験とかこういう時だけに急遽集まっていたとというようなことをしていると業者からは確認をしております。

○小松専門委員 そうすると、ある程度固定されている人たちということで。

○川畑室長 恐らくそのようになると思います。業者の言い方を言えば、国家試験という業務、このような職種の試験監督というところに非常に興味を示している方々を多く確保しているのが今のランスタッド社の強みだというのは聞いております。

○小松専門委員 その辺で、大学で試験をやるときは、大体教員が試験監督をやって、学生を手伝いに雇うというようなことはしていたんですけども、その際に責任問題というのがあると思うんです。例えば、この中で、説明を途中で打ち切って試験始めてしまったというので問題だというふうにされていますけれども、現場の試験監督の気持ちになると、開始時間は守らなきゃいけないから、説明がちょっと遅くなってしまって、むしろ開始時間を守るというほうを優先したんだろうなというふうに私は判断するんですけども、そういう現場でどこまで裁量が許されるかという話と、それから、何かあったときの責任の問題ですね。大学の場合は、その大学の教員ですから、所属する教員ですから、大学に全部責任が行く。試験の主体も大学なので、大学が全部責任を取ることになるんで

すけれども、この場合は、民間会社が試験の監督ということをやっているのです、民間会社が責任をどこまで取れるんだというのがちょっとよく分からないんです。

例えば、カンニングみたいなものがあつたときに、カンニングであると認定するのは現場の監督員ですよね。だけど、それを処置はどうするかと多分マニュアルに書いてはあると思うんですけれども、カンニングであるというふうに通報するということは多分されていると思うんですが、そのこと自体が、逆に言うと、受験者側からすると、何の権限もない一民間人がそんなことを言えるのかというふうなことがあると思うし、もしそれが何かの間違いであつたとしたときに、じゃあ責任はどこにあるのかという話になりますよね。会社に責任を取らせるわけにはいかないわけで、試験の主体が恐らく不正行為は駄目だということを行っているわけで。

その辺の責任の所在がちょっと不明確になりがちなような気がしていて、そこが実際どうなんだろうなというのがあつたんです。法律的な話になるんだろうとは思いますが、ちょっと権限の問題というのがどうも曖昧かなという気はします。その辺は十分検討はされているんだろうと思うんですけれども。現場の監督員の質が悪くて、カンニングをしてないのにしたとか言われたというふうになったときに、どういうふうに誰がどう責任を取るのかという、レアケースだとは思いますが、そういう事態を想定したときに、責任の所在というのはどこに行くのかなというのがちょっと気になったところがございます。

そういう意味で、現場の監督員の質というのがかなり重要な問題であると思うので、それを民間会社に全部一任しておいていいのかというところがちょっと気にはなっています。

それと、その文章の中に、厚生省地方局の方が監督されているみたいなことがちらっと書いてあつたんですけれども、厚生省の職員の方は何か関わっておられるんですか。

○谷参事官 厚生労働省の谷でございます。

試験当日の委託業者の監督・検査に地方厚生局の職員が行っております。当日の先ほどから不備あつたというようなことのレポートは、そういった職員から受けているという状況でございます。

○小松専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 辻副主査、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料2の2ページ目以降でございます。この事案、かなり質の確保に苦労していらっし

やる御様子でございまして、令和2年、令和3年度、各いろいろ事故事例、事故に至らなくてもヒヤリハットと申しますか、そういう事例が御紹介されているところでございます。恐らく、こういう過去いろいろ蓄積があったと思います。こういう事故事例集を公開なさったりとか、それから、公開しなくても、入札を検討する方々に、こういう事故が過去あったから気をつけてほしい、それに対する対案を考えてほしいとかという働きかけも有効かなとは思いますが、そのようなことは今なさっていらっしゃるのでしょうか。

○川畑室長 御指摘ありがとうございます。実際の事故の蓄積と申しますか、トラブルに関しては、平時の打合せの中で、例えば、今、ランスタッド社とは、月1回、そういう反省会と申しますか、起こったことへの対応をしております。

また、事業が、今回、期が終わって入札をする際にどの辺まで開示するか、そういうところについては、入札を行う際の工夫として、今後対応を検討してまいりたいと思います。

○辻副主査 お願いいたします。ありがとうございました。

○事務局 石田副主査、お願いします。

○石田副主査 ちょっと小松委員とは見方が違うかもしれないんですが、私も大学に所属してまして、文科省の共通テスト等の試験監督もしたことがあります。共通テストに比べると、かなり受験人数も受験会場も少ないですし、それから、受験者数も、一般の大学試験とは違って、かなり予測が事前にできるような気がします。

何をお話ししたいかといいますが、昨今、一橋大の留学生のカンニング事件がありました。ぜひ、共通テストの文科省所管のマニュアルと情報共有をして、カンニング、すごく小さなイヤホンでやったようなので、平仄を合わせる形で、カンニング対策は、これは非常に重たい資格試験ですので、徹底していただきたいということと、例えば、ちょっと分かりませんが、マニュアルも、共通テストだと読み上げの文言がきちり書かれていて、さらに、読み込むほうも大変なんですけれども、事故対応がかなり細かく書かれています。読まれる方は大変だと思うんですが、きちり対応できるように。さらに、事前に相当の分量を読み込まなければいけないので、試験監督当日の人件費だけでなく、事前準備のための時間も、確保要員については人件費を手当するような形で、万全の対策を取っていただきたいと思います。感想です。

以上です。

○川畑室長 厚生労働省からお答えいたします。御指摘ありがとうございます。大学共通テストについて、今回、6月3日に実施要項の新しいものが発出されておりますので、そ

の辺の対応も勉強させていただいております。一方、私ども、国家試験におきましても、職種ごとに実施マニュアルのような細かい細則を設けておりまして、その中で対応させていただいております。

ただ、今、委員から御指摘があった、特にカンニング対策というのは非常に重要だと思っております。我々のところも、どこら辺まで対応できるか、これは経費と実対応というところのベネフィットの関係もあると思いますが、その辺の対応はきちっとさせていただきたいと思っております。

○事務局 石田副主査、お願いします。

○石田副主査 12試験ありますので、試験監督の方は、ひょっとすると、かなり重複される方が多いと思うので、この試験ではこういうやり方だけど、この試験だとこうという形になると、かなり混乱すると思います。せっかく12試験を1つの業者がやっているの、できるだけ合わせられるところは統一化し、試験監督される方も、慣れる、熟知できるように形にしていただければと思います。

以上です。

○川畑室長 御指摘ありがとうございます。説明不足で失礼しました。基本は、最大公約の部分全部一緒で、ただ、本として別冊がそれぞれ作ってあるというような趣旨で申し上げました。説明不足で失礼しました。

○事務局 御質問、御意見のある委員はございますか。小松委員、お願いします。

○小松専門委員 度々すいません。書類のことで、書類の不備がどうのこうのというのがちょっと書いてあったんですけれども、通常というか、例えば大学だと、願書に不備があったら受け付けないというのが原則だと思うんですけれども、国家試験で、親切に不備があってもある程度修正は後からして下さって結構ですというふうにされているのかもしれないんですが、その辺のスタンスというのは何かお持ちなんですか。お考え。

○川畑室長 実際の受験の願書の受付というのは、今おっしゃったように、まず、不備があれば受け付けないというのも1つありますけれども、たまかの提出されたものの補正作業ということで、例えば、国家試験ですと、受験手数料を収入印紙を貼ったりということがございます。その辺の添付漏れでしたら、指摘をするという状況でございます。

通常の場合、おおむねほとんどの方、割合として明確には言えませんが、ほとんどの方が、看護師であれば、看護師の大学、あるいは養成校から学校がまとめて出しますし、もう一つは、医学部であっても学部がまとめて出すというようなことですので、そのような

対応をしております。

今回起こっているような事務の手続間違いというか、起こった内容というのは、個人で、例えば、既卒者の方で個人で出される方が、個人で出されるわけなので、そのような手続のところには不備があって、受験資格の認定について、その過程でどれだけ勉強した人じゃないと卒業資格の認定とかそういうことができないという、その審査をする過程で誤りがあったというところで、このように申し上げております。

○小松専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかに何か御意見、御質問ある委員いらっしゃいますか。石村委員、お願いします。

○石村専門員 試験ごとに、試験の終了後、何か問題があったときには、会社の責任者と厚生労働省の方が打合せをして、改善すべきところは検討しているんだというお話なんですけれども、きちっとそれをちゃんとストックして、例えば、マニュアル、チェックリストの形式で、試験会場の具体的にその席、後ろから視認できるようなことのないよう保つこととチェックリストをつくって、その後に、具体、こういう視認できる事例が見受けられたというような形のチェックリストで、それを作った後に、試験の実際の開催前の1月前あたりに、要は、周知徹底の意味で、そういうのを試験監督者に配らせて、チェックマークを付して、最後、署名させる。そういう形で、要は、周知徹底を図るといような形のこととかはされているんですか。

なぜかという、チェックリストとかちゃんと作っておかないと、例えば、業者が交代したときに、また一からノウハウを業者に蓄積するまで問題が出てくるみたいな可能性というのが出てくるんじゃないかと。厚生労働省が主体となってそういうものをつくっておかないと、ノウハウとして蓄積できないのではないかと、というふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○川畑室長 試験免許室長の川畑でございます。委員の御指摘のとおりだと思っております。我々も起こったことは次に反映するようにしております。実際、今回も、起こったことというのも、その前に起こったこと以外のところが多くて、実際起こったことに関しては、今回起こったことは、今おっしゃるようなチェックリストではありませんが、実施要項に盛り込む、それで、業者のほうと話をします。業者のほうは、自分たちの試験監督を、試験の事前に研修等を開いて周知するというような取組は現時点ではなされていると確認しております。

○石村専門員 ありがとうございます。

○事務局 ほかに御質問、御意見ある委員いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 事務局からでございます。実施状況報告もしくは評価書自体については、御了承いただけたというふうな認識でございまして、次回に向けて委員の方々から、対策とい
いますか、御提案につきまして、次期の実施要項や仕様書に反映させていただくようにし
たいというふうに考えております。そういった認識でおりますが、それでよろしいでしょ
うか。

もしよろしければ、次期の実施要項の審議のときに、また御指導のほうよろしくお願
いしたいと思います。ありがとうございます。

○事務局 それでは、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 いろいろ御意見が出ましたが、結論としては継続という方向で委員の皆様、
よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 それでは、本日の審議を踏まえ、今回の問題というのは受験生の一生を左右
しかねない課題が残されておりますので、厚労省におかれましては、積極的に関与のもと、
質の確保に努めるべく、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告をすることとい
たします。

こちらからは以上です。

○事務局 事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○谷参事官 ありがとうございます。

(厚生労働省 退室)

(農林水産省 入室)

○事務局 次に、水産物流通調査業務のうち、産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産
物在庫量調査の実施状況について、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統
計室、三浦室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願い
します。

○三浦室長 ただいま御紹介のありました農林水産省の三浦でございます。私のほうから、
資料に沿って水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫

量調査の実施状況について報告をさせていただきたいと思います。

まず、1 ページの事業の概要等についてですけれども、この事業の業務の内容につきましては、全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量を調査する産地水産物用途別出荷量調査と、全国の冷凍・冷蔵庫における水産物の入在庫量、在庫量を調査する冷蔵水産物在庫量調査を実施するものでございます。

契約期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日でございます。今回の事業の受託事業者でございますけれども、株式会社インテージリサーチでございます。決定経過につきましては、総合評価落札方式によりまず一般競争入札を実施したところでございまして、入札者2者ございました。農林水産省内に設置しました技術審査会におきまして、技術審査と開札の結果、総合評価点の高い事業者が落札者となったものでございます。

続きまして、1 ページ下段の評価についてでありますけれども、初めに、確保されるべき質の達成状況及び評価ということでございますが、評価期間は、この産地水産物用途別出荷量調査の令和3年調査分、及び、冷蔵水産物在庫量調査の令和3年3月調査分から令和4年2月調査分における業務ということで行ってございます。調査の事前準備、実査、審査、集計それぞれの業務につきまして民間事業者からの進捗状況報告を受け、管理しながら事業を行ってまいりました。結果として、実施要項に定める納入期日に遅延することなく確実に実施されたところでございます。

具体的な業務についての実施状況と評価についてということで、2 ページのところになりますけれども、照会対応業務についてですが、いわゆる調査対象者からの問合せへの対応ということになります。民間事業者は社内に水産物流通調査事務局を設置しまして、調査内容と業界の動向を理解するための資料作成、事務局担当者への研修を実施。調査対象からの照会対応について、「問合せ、苦情等マニュアル」に沿って対応するとともに、専属要員を配置し、育成を実施しております。また、調査対象からの問合せ等の照会対応履歴の情報は、事務局内にデータベースを構築することで、事務局担当者間に共有を図り、円滑に業務を実施しております。

これらの対応によりまして、問合せへの対応を適切かつ効率的に行うことができ、確保すべき水準を達成しているものと評価してございます。

続きまして、3 ページの調査票の回収・督促についてであります。調査の方法につきましては、オンライン、郵送もしくはファクス、あるいは、面接聞き取りまたは電話。調査

対象が、調査事項を含む独自に取りまとめているデータがある場合は、その提供を受ける方法により調査を実施してございます。期限までに調査票の提出がない調査対象に対しましては、民間事業者が督促を行ってございます。

その結果、産地水産物用途別出荷量調査におきましては、目標回収割合の100%を達成してございます。また、冷蔵水産物在庫量調査についてですけれども、調査対象の選定替えを行った後の初回の調査となりました令和3年3月分だけは、目標回収割合を若干下回ったものの、調査対象に対しまして、電話による調査協力をお願い、いわゆる督促を丁寧に行い、令和3年4月以降は、目標回収割合の96%を達成しているところでございます。

評価としましては、調査実施前の調査対象者に向けた協力依頼文書の送付に加えまして、電話により送付書類の内容を丁寧に説明し、調査協力、あるいは調査への理解が得られるように努めてございます。さらに、督促についても丁寧に行って目標の回収割合を達成しておりまして、確保すべき水準を達成しているものと評価しております。

続きまして、4ページのところになります。調査票の審査及び疑義照会対応業務についてです。回収した調査票につきましては、当省が作成する審査事項一覧表を基に設計した業務専用システム、疑義照会用プログラムでございますけれども、これを用いて審査を実施し、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を的確に行っております。また、調査対象から疑義照会に対する回答内容をデータベース化、事務局内で情報共有を図って、以降の審査に有効に活用しております。さらに、当省からの確認依頼につきましても、迅速かつ適切に実施できており、確保すべき水準を達成しているものと評価しております。

以上が確保されるべき質の達成状況及び評価の報告でありましたが、それぞれの業務につきまして確保すべき水準を達成しており、評価できるものということでございます。

続きまして、5ページ下段になりますけれども、民間事業者からの改善提案による改善実施事項であります。民間事業者から、調査実施前に調査対象に対し、事務局からの挨拶状として協力依頼文書を郵送にて配布したい旨の提案がございました。当省といたしましては、この提案は、調査対象からの協力及び理解を得られ、円滑な調査の実施につながる改善であるものと判断して、配布を了承したところであります。

続きまして、6ページのところになります。実施経費についての評価についてということでございます。従前経費につきましては、市場化テスト実施前の平成26年度に水産庁が実施していた経費ということになりますけれども、この当時の水産庁は、水揚量・価格

調査、水揚量・価格情報、産地水産物用途別出荷量調査、それと冷蔵水産物在庫量調査という4つの調査をまとめて民間事業者と契約してございました。そのときの経費のうち、今回の対象でございますこの2調査分の経費につきまして、契約上明確になっておりませんでしたので、水産庁とも協議をしまして、民間事業者が業務の最終成果物として納品いたします資料の項目数、いわゆる公表項目数を基準に本業務の調査分を試算して、割合を算出しました。割合が26.4%ということでございます。具体的な金額としましては、平成26年度の水産庁の契約額であります5,883万9,815円に26.4%を乗じまして、1,553万3,711円、これを従前経費といたしてございます。

続いて、今回の事業実施経費の実施経費Bということでございますけれども、今回の事業における実施経費Bにつきましては、3年間合計で5,000万円でございますので、比較のためこれを1年に直しますと、1,666万6,667円ということで、これを実施経費Bとしております。

評価でございますけれども、表の5にあるとおり、実施経費B、いわゆる令和3年度分につきまして、従前経費と比較して7.3%の増加ということになってございます。契約額上の比較では経費削減の効果がないというふうにも見えるところでございますけれども、この増加率7.3%につきましては、経費の大半を占める人件費の上昇が影響していると考えられるところでございます。

7ページのほうに表6ということで整理してございますけれども、厚生労働省の毎月勤労統計調査の情報サービス業（5人以上）の結果を用いて令和3年度と平成26年度を比較しますと、一般労働者の賃金については4.5%の上昇、パートタイム労働者につきましては23.4%の上昇ということになってございます。我々としましては、この結果を踏まえまして、人件費の影響について試算をしてみたところでございます。

同じく7ページの表7-1を御覧いただければというふうに思います。令和3年調査の実施経費Bにつきまして、人件費の割合を予定価格の算定に際してヒアリングした各社の経費見積りの内訳をもとに、毎月勤労統計の結果を使って、賃金上昇影響分を差し引いた金額を試算しましたところ、1,507万1,106円ということになりました。これは平成26年度の従前経費A1,553万3,781円と比較しますと、表7-2のとおり、46万2,605円の減額、3%減ということになるものでございます。この分析結果を踏まえまして、本事業において、従前経費からの経費削減の一定の効果があったものと評価できると考えてございます。また、オンライン回答率も上昇しておりまして、関連の諸経費

の効率化が図られたものと評価しているところでございます。

なお、8ページのほうに、参考としまして、一般財団法人経済調査会の月間積算資料の関係を掲載してございますので、参考に御覧いただければというふうに思います。

続きまして、同じく8ページのところの評価委員会からの評価についてということでございます。ただいま申し述べました実施状況につきましては、本年5月16日に、3名の外部有識者からなる公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会を開催しまして、議論・評価をいただきました。この結果、確保されるべき質は、目標回収割合を達成しており、実施状況に問題ない、調査票の審査、疑義照会は適切に対応されている、調査業務の実施状況は適切であると評価できる。冷蔵水産物在庫量調査では、調査票の未回収がある程度発生しているものの、新型コロナの影響による休業などやむを得ないものであり、実施の状況が適切であると評価できるという評価をいただいたところでございます。

最後になりますけれども、これらの状況を踏まえまして、評価のまとめとしましては、9ページに記載したとおりでございます。市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針の基準を満たしているものというふうに考えておりまして、今期を持って市場化テストを終了させていただきたいというふうに考えてございます。

私のほうからの御報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について事務局から説明します。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、農林水産省の水産物流通調査業務のうち、産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の事業評価案について御説明させていただきます。資料C-1、事業評価案を御覧ください。

事業の概要については、先ほど実施府省より御説明がありましたので、割愛いたします。

事業評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。以下、その理由を御説明いたします。

サービスの質につきましては、全ての項目につきまして適切に履行されていると評価いたします。また、受託事業者からは、目標回収率の達成に向けた維持・向上の取組と業務の質の向上を図る改善提案がなされ、実施されています。

実施経費につきましては、従来経費とそのまま比較しますと、約110万円増加しております。しかしながら、経費の上昇理由は人件費の上昇によるものであり、その点を勘案する必要があると考えます。厚生労働省の毎月勤労統計調査の結果から、パートタイム労働者と一般労働者の賃金上昇率をもとに人件費の上昇率を考慮した実施経費と従来経費の比較では、約46万円の経費が削減されています。

本事業は、競争性に課題がありましたが、事業を分割したことにより、調査会社が参入しやすくなるなど、参入障壁が緩和されたほか、入札公告期間の延長、調達情報メールマガジンの配信等を実施した結果、複数応札となり、改善が図られました。

評価のまとめになりますが、サービスの質は確保されており、適切に履行されていると評価することができると思います。民間事業者の改善提案について、目標回収率の達成状況の維持・向上につながるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。経費につきましては、人件費の上昇分を考慮して比較しますと、3%の削減が認められ、一定の削減効果があったものと評価できると思います。

以上から、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ、1(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、農林水産省が自ら公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

事務局からの説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。辻副主査、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

非常に良好な実施状況のようでした。来期以降も、終了プロセスに移行後も複数入札があればいいなと考えるところなんですけれども、念のためお伺いさせてください。資料3の3ページ目でございます。3ページ目を拝見すると、非常に質が高かったことが書いてございまして、特に下の表を拝見すると、調査の可能対象数が6,000件弱なところを、回収割合が何と97.7%というすごい数字が出ています。念のためお伺いするんですが、

これというのは何でこんないい数字が出ているのかなと考えたんですが、ひょっとすると、もともとこのアンケート対象になる方々がこの調査に協力的な業界なのか、それとも、今回の受託をなされた方がとりわけ優秀な方だったのか、それとも、今回のこの調査のアンケートの内容がもともと非常に簡単で、アンケートを受ける側としても気軽に協力しやすい状況なのか、この辺りはいかがなんでしょうか。

ちなみに、僕が何でこんなことを伺っているかと申しますと、目標の回収割合は96%に設定されていたようでして、そうすると、今後、将来、この目標回収割合が96%という数字を見たときに、新規に手を挙げようとする方が、目標が高過ぎではないかとか思って、自信をなくして手を挙げなくなることをちょっと懸念しているんですが、この辺りはいかがでございましょうか。

○三浦室長 ありがとうございます。この回収率については、我々が感じているのは、この調査というのは昭和39年から実施されておりまして、この調査に対する調査対象になります関係者の方々の理解がかなりといたしますか、十分に得られているのではないかというふうに考えておるところでございます。96%というのも、これまでの回収の実績を踏まえたものでございまして、今回も、若干ですけれども、それを上回るような状況になっていまして、非常に良かったなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。どうもありがとうございます。

○事務局 石田副主査、お願いします。

○石田副主査 終了プロセスに移行することには異論はありません。冷蔵水産物在庫量調査についてオンライン調査を推進し、37%であったものが43.6%と6ポイント上昇したということは大変いいことだと思います。ただ、まだ43.6%で、メールやファクス、電話も使用されていらっしゃるようなので、改善の余地は大きいと考えます。コロナになってここ一、二年、急激に私の周りもいろいろとDXが進んできて、今、調査手法はほとんど 구글フォームなどになってきています。

ですから、ぜひ、御省におかれてもDX化をさらに推し進めて、調査手法のさらなる改善を図り、効率的な調査実施に今後も尽力していただきたいと思っております。

以上です。

○三浦室長 貴重な御意見ありがとうございます。これからまた、DX化のほうを進めていけるように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○事務局 小松委員、お願いします。

○小松専門委員 調査対象のことで伺っておきたいんですが、資料3の3ページの一番下の表です。調査対象が月ごとに数が違うんですけども、これはどういうことでしょうか。

○三浦室長 中には廃業といいますか、辞められている方もいらっしゃるかとさういったこともございますので、それによって若干の調査対象の変動があるということがございます。

○小松専門委員 もともとは固定されていて、1年間同じ方に調査するというものになっているのが、これはだんだん減っているんで、いろいろな影響で廃業されたというところが抜けていったという、そういう理解でよろしいですか。

○三浦室長 そういう理解で結構でございます。

○小松専門委員 それともう一つ、6ページかな。どこかにコロナの影響で休業したというようなことが書かれているんですけども、休業しているところは調査対象に含めているんですか。

○三浦室長 コロナの影響……。

○小松専門委員 2か月ほど休んでいたとかいうのは、調査対象として入れているということですか。

○三浦室長 はい。入れてございます。コロナで休業している期間は調査できませんので、その期間だけは外れていますけれども、もともとの調査対象には入った状態になっています。

○小松専門委員 そのときに、要するに、回収率の問題で、細かいことなので、どうでもいいと言えばどうでもいいんですけども、休業をしているのが明らかな場合は、当然、回答はゼロということになるんですけども、そのゼロをカウントするのか、休業しているところは調査対象外とするかというので少し回収の割合が変わってくるのかなと思ったんですけども、その辺の計算の仕方というのはどういうふうにされているんですか。

休業して回答がなかったということで、回収できなかったというふうにカウントされているのか、そもそも調査対象にはならないということで、調査対象から外してしまうというやり方もあると思うんですけども、それによって回収率がちょっと変わってきてしまうと思うんですが、その辺の扱いはどうされているのかなというところですか。

○三浦室長 調査対象数には入っていますけれども、そういった場合は、どうしても業者に関係なく回収できませんので、今回、回収割合という意味では、分母のほうには入れて

ないということにさせていただきます。

○小松専門委員 分母には入れてない？

○三浦室長 はい。

○小松専門委員 外しているんですね。

○三浦室長 外しています。

○小松専門委員 分かりました。そのほうが正しいと思います。

○事務局 ほかに御意見、御質問等ございますか。石村委員、お願いします。

○石村専門員 資料C-3で、説明会参加者数というところで、1者、1者、2者、1者というところで、令和3年度から5年度契約分だけ突然7者に増えたんですけども、これは、それ以前のものは実際に説明会に参加した業者数で、令和3年から5年度のものに関しては、要は、仕様書を取得した数だから一気に7者に増えたのか、それとも、改善策として事業を分割し、なおかつ、評価基準のところでは統計調査を対象とした内容とすることで対象となる範囲を拡大したからという、どちらなのでしょう。

○三浦室長 すみません。このところは、この7者の隣、括弧書きで書いていますが、仕様書取得者数ということです。ここは説明会の参加者数の欄ではあるのですが、この令和3年度から5年度の今回の審議対象になっている入札の時期が新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言のため説明会を中止して、仕様書の取得者への電子メールで補足説明、それから質問への回答ということに変えたということになってございまして、ちょっと比較が難しいところですが、令和2年度までのところは、これはまさに説明会への参加者数として、令和3年度から5年度は、仕様書取得者数ということで整理しておりますので、若干ここは定義的にも、数字としては違いがあるという前提になります。

○石村専門員 じゃあ、それ以前は、仕様書の取得者数というのは7者ぐらいあったということなんですか。5者とか6者とか。

○三浦室長 申し訳ございません。そのところは、我々も実際に何者であったかというのは把握してございませんので、明確に比較したお話をすることができないというのが現状であります。

○石村専門員 何でお聞きしたかという、要は、どこの事業も競争性の確保というのは結構難しく、成功した事例だったら、こういう形のことをやったので成功したんだよというのを知っておきたかったということもありまして、今回、説明会なり、7者に増えたのか、それ以前からも仕様書はちゃんと取得していたのかというのはちょっと知りたい

ところというか。単純に集計の数の違いだけなのか、それとも、その下の欄で書いてある、事業を分割して、なおかつ、統計の範囲を一般化、対象となる範囲を拡大したという、合理的な理由があって今回競争性を確保できたのか、どっちなのかなというのがちょっと知りたいところなんですけれども。

○三浦室長 今回のこの入札のときに2者入ってございまして、過去、1者、1者、2者、1者というのが説明会の参加で、かつ、応札者ということになるわけですけれども、1者のところが多かったので、今回は2者ということになりましたが、我々としては、企画提案書、あるいは評価の基準のところ、統計調査の知識と体制の柔軟性の責任者の配置の評価について、水産物に特化した内容から統計調査を対象とした内容にすることで、対象となる範囲を拡大できたのではないのかなというふうに思っているところであります。

○石村専門員 やっぱり、競争性の確保ができた一番大きな理由は、対象となる範囲を拡大したからというふうに考えていらっしゃるということによろしいんですかね。

○三浦室長 はい、そういうことであります。

○石村専門員 ありがとうございます。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 御審議ありがとうございます。いろいろな御意見と、あと、最後に石村委員からの照会があったかと思えます。特に、最後の石村委員の競争性の確保に貢献したのが、説明会を開催するのか、もしくは仕様書を取得しただけなのか、そういう手間の違いで仕様書取得者数の差が生まれたのか、もしくは、事業を分割し、実施要項を変更したことによる効果なのかということですが、第2期までの仕様書の取得者数についてこの場での御回答ができていないので、農林水産省に確認をした上で、回答させていただきます。

ただし、今、室長からも御説明がありましたとおり、競争性の確保は、実施要項と評価案を改善したりとか事業分割したりという一定の効果の下で、競争性が確保されているということは間違いないかと思えます。

このほか報告書と評価案につきましては、御意見をいただきましたけれども、修正はないものと理解しておりますが、このまま修正なしということで判断してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○事務局 それでは、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 結論としましても終了する方向で、委員の皆様は御異論ございませんでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会報告させていただきます。

こちらからは以上です。

○事務局 事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○三浦室長 審議ありがとうございました。

(農林水産省 退室)

— 了 —